

第3次
岐阜市男女共同参画基本計画
ぎふし未来スケッチⅣ

(改定版)

すべての人が自らの未来を選択でき、
意欲を持って輝けるまち

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

計画改定の趣旨

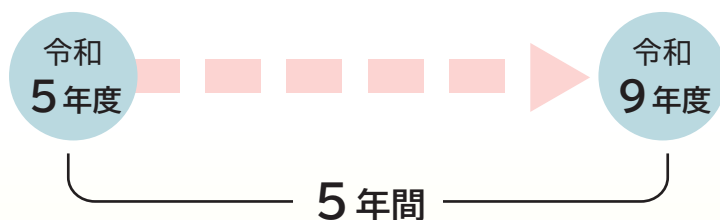
今回の改定にあたっては、平成 30 年 3 月に策定した「第 3 次岐阜市男女共同参画基本計画ぎふ未来スケッチⅣ」（計画期間：2018 年度～ 2027 年度）の前期が終了することを踏まえて、社会経済情勢の変化、また国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び「岐阜市未来のまちづくり構想」等との整合を図りつつ、評価指標の達成状況及び数値の推移を勘案し、5 年後（令和 9 年度）の評価指標を再設定した「第 3 次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふ未来スケッチⅣ（改定版）」を策定するものです。

めざす将来像

すべての人が自らの未来を選択でき、
意欲を持って輝けるまち

計画期間

計画期間は令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。



男女共同参画における岐阜市の現状

① 少子高齢化の進展（改定版 12 頁～ 17 頁）

岐阜市では 15 歳未満、15 ～ 64 歳人口の割合が低下しているのに対し、65 歳以上人口の割合は増加しています。

未婚率は女性に比べ男性が高い傾向にあり、男女ともに未婚率は上昇傾向にあります。

出生数は減少傾向にあることから、少子高齢化が進展しています。

② 就業状況の変化（改定版 18 頁～ 21 頁）

岐阜市の産業分類別従業者数をみると、女性が多く就業している産業は、「医療、福祉」となっています。

また、女性の年齢別労働力率を全国と比較すると、25 歳から 39 歳までは低くなっており、40 歳から 84 歳まで高くなる傾向にあります。岐阜市の女性の年齢別労働力率の推移を平成 27 年、令和 2 年で比較すると、全ての年齢で労働力率が高くなっています。また、結婚・出産期にあたる年代（30 ～ 34 歳）の労働率も 5.4 ポイント上昇しています。

③ 男女の固定的性別役割分担意識（改定版 45 頁・68 頁）

平成 28 年度に実施した市民意識調査のうち、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識についてみると、男女ともに「同感しない」割合が 5 割を越えており、特に女性の意識が高くなっています。年代別にみても、すべての年代で、「同感しない」割合が半数以上あり、少しずつ意識の改善がみられます。令和 3 年度に実施した市政モニターを対象とした調査においても、全体で「同感しない」の割合が 6 割となっています。

しかし、家族や育児を実際に担うのは、依然として女性の割合が高く、意識と行動にかい離があることがうかがえます。

これらの現状を踏まえ、



めざす将来像に向けた取組



市民一人ひとりが自らの選択を基に、意欲を持って個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かでいきいきとした活力ある社会の実現をめざし、その実現の先にある誰もが輝き笑顔あふれる未来に向かって、本計画の取り組みを推進します。

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重

● 方針1 ● 男女の人権の擁護

施策の方向1 ▶ 男女に対するあらゆる暴力の根絶と環境づくり

市民の一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶する機運を醸成していくために、DVに関する学習機会と情報の提供を行います。DVをはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の人権侵害に対する相談窓口の充実を図り、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れる環境づくりに努めます。

施策の方向2 ▶ メディアにおける人権尊重

男女共同参画の視点に立ち、人権に配慮した情報発信を行うとともに、男女間の暴力行為を助長、連想させるような表現や不必要な性的表現を行わないよう、講座・セミナーの開催等を通じて、若年層からメディア・リテラシー等（情報モラルを含む）に関する教育・学習の充実を図ります。

● 方針2 ● 生涯にわたる性の理解と心身の健康づくり

施策の方向1 ▶ 互いの性を理解し互いに尊重する意識の形成

男女がお互いの性を理解するとともに、性に関するお互いの意思を尊重していくための意識の啓発と、性に対する多様な認識に関する学習機会の提供及び相談体制の充実を図ります。

施策の方向2 ▶ 男女の生涯にわたる心身の健康づくりへの支援

男女がともに生涯を通じて健康な生活を送るために、健康づくりに関する学習機会の提供や情報の提供を行うとともに、妊娠・出産期、思春期、更年期等のライフスタイルに合わせ、母子保健サービスや健診、啓発等、健康づくりを支援します。

施策の方向3 ▶ 性的少数者への理解の促進

性的指向や性自認を理由とする偏見・差別をなくし、誰もが「自分らしく」生きられる社会となるよう、性的少数者に関する情報の提供や学習機会の提供を通じて、啓発や理解の促進に努めます。

● 方針3 ● 多文化共生社会に向けての対応

施策の方向1 ▶ 多文化共生社会への理解の促進

世界の女性をとりまく状況に関する情報の提供を行うとともに、外国人市民への日本語の学習機会や多言語による情報・相談体制の充実等の支援を行うことで、国際社会及び多文化共生社会に関する理解を促進します。

基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成

● 方針4 ● 男女共同参画についての啓発

施策の方向1 ▶ 男女共同参画に関する調査・研究と広報の充実

男女共同参画社会の推進のために、男女共同参画に関する調査・研究を行うとともに、様々な機会を通じた学習機会と情報の提供を行うことで、市民一人ひとりの男女共同参画に関する理解を促進します。

● 方針5 ● 男女平等観に立った生涯にわたる教育・学習の充実

施策の方向1 ▶ 学校・幼稚園・保育所（園）における男女平等の促進

学校・幼稚園・保育所（園）において、男女平等教育を促進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。また、教職員等指導者に対するジェンダーに関する研修を行います。

施策の方向2 ▶ 家庭・地域における男女平等意識を浸透させるための生涯学習・社会教育の推進

家庭や地域において、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成と性別による固定的な役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきを促すため、生涯学習の観点から男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）

● 方針6 ● 政策・方針決定過程への男女共同参画

施策の方向1 ▶ 政策・方針決定過程への女性の参画推進

市が設置する附属機関・委員会等への女性の積極的な登用を行い、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

施策の方向2 ▶ 男女共同参画社会に向けての女性のエンパワーメント

女性が自らの能力を高め、個々の能力に応じた多様な分野に参画できる人材となるために、女性の能力開発を支援する学習機会の充実を図ります。

施策の方向3 ▶ 男女共同参画に向けての市政運営

男女共同参画に向けて、先進的な取り組みを実施している事業者への表彰や優遇措置等の支援を通じて、市としての姿を示し、事業者に男女共同参画の推進を働きかけます。

● 方針7 ● 就業分野における男女共同参画

施策の方向1 ▶ 企業・団体における意思決定の場への女性の参画促進

女性の能力開発を支援し、女性の就労機会の拡大を図るとともに、企業・団体における管理職等への女性の起用にに向けた啓発を行います。

施策の方向2 ▶ 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

男女の均等な雇用機会や待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法等について、企業等に対し、啓発、情報の提供を行います。

施策の方向3 ▶ 女性のチャレンジ機会の拡充

社会の様々な分野における女性の参画や能力を発揮するため、女性の起業支援や子育て・介護等により離職した人の再就職等に関する情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、働いている女性の就業継続のための支援を行います。

施策の方向4 ▶ 多様な働き方の促進

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、企業に向けて多様で柔軟な働き方を促進します。また、男女とも子育て等を経験しながらも、多様な働き方ができるように情報の提供や支援に努めます。

● 方針8 ● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

施策の方向1 ▶ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

ワーク・ライフ・バランスを促進するため、各種講座や情報の提供を通じた普及啓発を行います。また、育児・介護休業法等、仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等について、情報の提供や啓発を行います。

● 方針9 ● 市役所における男女共同参画

施策の方向1 ▶ 市役所における男女の職域の拡大とポジティブ・アクションの推進

市職員の男女共同参画についての意識の高揚を図るとともに積極的に女性職員の育成に努め、性別に関わらず、本人の意欲と能力に応じた登用を推進します。

施策の方向2 ▶ 市役所を男女共同参画モデル事業所とするための取組

市役所が一事業所として、市内の事業所等のモデルとなるよう、市職員に対し、男女共同参画やハラスメントに関する研修を行うとともに、男女が育児休業・介護休暇・ボランティア休暇等を取得できる環境づくりを行い、率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。

基本目標Ⅳ 家庭・地域社会における男女共同参画

● 方針 10 ● 家庭・地域における男女共同参画

施策の方向1 男女がともに家庭生活において自立し責任を共有するための支援

男女がともに家庭生活において自立し責任を共有するため、仕事と家庭生活の両立支援のための講座などを開催します。また、ひとり親家庭や単身者等、多様な生活者に対応した自立の支援及び、経済的困難をはじめとした複合的な課題を抱える方への支援などを行います。

施策の方向2 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

地域・社会活動に男女がともに参画できる環境づくりを行うとともに、意思決定の場に女性が参画できるよう、情報の提供や働きかけを行います。

● 方針 11 ● 災害時における男女共同参画

施策の方向1 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進

日ごろから、女性防災リーダーの育成や避難所の運営方法について検討するなど、防災分野における固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画の視点から防災対策を推進します。

● 方針 12 ● 子育てにおける男女共同参画

施策の方向1 男女共同参画の視点に立った子育て支援の推進

多様な子育てニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図るとともに、家庭参画や子育てに関する講座等を通じて、女性だけでなく、男性の子育てへの参画を促進します。

● 方針 13 ● 高齢社会における男女共同参画

施策の方向1 高齢期における男女の生活自立と充実

高齢者の生活に関する調査や講座等の開催、相談窓口の充実を図るとともに、生きがいづくり活動や世代間交流、老人クラブ活動を通して男女共同参画を促進します。

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った介護の推進

男女がともに家庭生活と社会の様々な分野に参画するため、多様な介護・生活支援サービスなどの福祉サービスの充実を図るとともに、介護を社会全体で担っていくための啓発や情報の提供を行います。

各種相談窓口

▶ 岐阜市女性センター

岐阜市女性センターは、男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野で責任と利益を分かち合う「男女共同参画社会」の実現をめざし、学習・情報・交流・相談の4つの機能を持ち、市民の誰もが気楽に利用できる施設を目指しています。



施設概要

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：毎月最終火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日）と
年末年始（12/29～1/3）



所在地

岐阜市橋本町1丁目10番地23（ハートフルスクエアG 1階）

▶ 女性のための悩みごと相談

自分自身の生き方や家族のこと、夫婦間のこと、職場・近隣との人間関係など、様々な悩みを持つ女性に解決の糸口を見つけ出すお手伝いをしています。電話による相談と、法律、こころ、家計、仕事と生き方、健康の専門家による専門相談を行っています。相談は無料で秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



一般電話相談

電話番号：0120-786874（ナヤムハナシ）

受付時間：月曜日～土曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

夜間相談（毎月第1・3金曜日）17:00～20:00 も相談を受けます。

※ただし、祝日・休館日（毎月最終火曜日）と年末年始（12/29～1/3）、
イベント開催日などを除く



専門相談（面接・電話）

相談時間：13:00～15:00

予約受付電話番号：058-268-1052

第3次岐阜市男女共同参画基本計画
ぎふし未来スケッチIV（改定版）概要版

発行日 令和5年3月

発行者 岐阜市市民協働推進部 男女共生・生涯学習推進課

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町 40-1

電話 058-214-4792（直通）